

農業と漁業を活かした観光まちづくり計画作成業務

仕様書

田尻町事業部産業振興課

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、田尻町（以下「甲」という。）が実施する「農業と漁業を活かした観光まちづくり計画作成業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

(業務の目的)

第2条 本業務は、「農業と漁業を活かした観光まちづくり構想」（以下「構想」という。）の実現において核となる取組みである「道の駅」等の拠点施設に関して、その実施計画を作成することを目的とする。

具体的には、地域の課題や先進事例、競合施設等の調査を踏まえ、「道の駅」等の拠点施設の整備コンセプト、導入機能の検討及び事業計画（案）等を作成するものである。

(法令等の遵守)

第3条 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、関連法令等を遵守するものとする。

(対象範囲及び前提条件)

第4条 本業務の対象範囲及び前提条件は次のとおりとする。

(1) 対象範囲

本業務の対象範囲は、田尻町全域とする。

(2) 前提条件

本業務の実施にあたり、田尻町市街化調整区域における農業振興策等検討業務成果品、(仮称) 農業と漁業を活かした観光まちづくり構想作成業務成果品、ほ場整備構想図、地形図データ (DM データ・レベル 2500) を貸与する。

(業務期間)

第5条 業務期間は、契約の締結日から令和9年3月19日までとするが、業務期間内にあっても、双方の協議により甲の示す期日までに部分的に納品を求めることがある。

(業務計画書)

第6条 受託者（以下「乙」という。）は、あらかじめ本業務の実施に必要な業務計画書を作成し、甲の承認を得るものとする。

(業務内容)

第7条 業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画準備

業務実施にあたり、業務の目的を踏まえた上で、実施方針、業務工程表、業務組織計画、打合せ計画等を記載した業務計画書を作成する。

(2) 計画条件の整理

1) 事例・競合施設等調査

類似の先進事例を調査し、本地域に適したコンテンツや事業手法、さらには収益面などから持続可能な運営の要因を分析する。また、近隣で競合または協調できると捉えられる施設との位置関係を整理するとともに、分析に必要な調査を実施し、集客が期待できる機能について分析する。

(3) 実施計画の作成

1) コンセプト及び導入機能の検討

各調査結果を踏まえ、本町における農業と漁業を活かした観光まちづくりに資する「道の駅」等の拠点施設整備のコンセプト及び導入機能を検討する。

2) 立地場所の検討

「道の駅」等の拠点施設の立地に適した候補地として、2か所（国道26号沿道、府道63号沿道）を設定し、整備手法等を踏まえた比較検討を行い、最適地を選定する。

3) 事業計画（案）の作成

商圈や交通量など定量的な指標により適正な施設規模を算出し、概略の配置計画（案）を作成する。また、概算事業費の算出及び想定される事業手法を検討する。

なお、施設配置（案）は、1/1000程度の縮尺でのゾーニング図を作成することとし、実現可能性の整理に必要となる概算事業費には、整備費用のほかランニングコストもまとめることとする。

拠点施設の事業手法は、公設公営、公設民営、民設民営など、複数案の事業手法を検討することとする。

4) ロードマップの作成

「道の駅」等の拠点施設を持続可能な施設とするため、今後、検討・検証すべき事項を整理し、開設までのロードマップを作成する。

(4) 検討会等の開催支援

農業及び漁業や観光など関係団体等との情報共有や意見交換等を目的とした検討会（2回開催）について、会議資料作成の支援を行う。

(5) 国土交通省サウンディング参加に係る支援

国土交通省が実施する「サウンディング」に参加するための資料作成の支援を行う。

(業務指示及び監督)

第8条 乙は、本業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、甲が別に定める担当職員（以下「担当職員」という。）と密に連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

(提出書類)

第9条 乙は、本業務の着手にあたり、次の書類を提出し、甲の承認を受けるものとする。

- ・業務着手届
- ・業務責任者等届、経歴書、資格証明書の写し
- ・業務工程表
- ・第6条の業務計画書

(業務責任者)

第10条 業務責任者は、本業務の目的を理解し道の駅等の拠点施設の計画立案や整備に精通した技術者を選任しなければならない。

(打合せ・協議)

第 11 条 乙は本業務の実施にあたり、円滑な業務の遂行を図るため、甲と密に連絡を取り、業務着手時及び中間時、成果品納品時において打合せを行うものとする。なお、その都度、打合せ記録簿を作成し、打合せ内容を相互に確認するとともに、担当職員が必要とするときは、本業務の進捗状況の報告を行うこととする。

打合せ回数 業務着手時、中間時 1 回、成果品納品時の合計 3 回

(土地への立ち入り等)

第 12 条 乙は、現地踏査等でやむを得ず、他人の土地に立ち入る必要が生じた場合は、担当職員にあらかじめ報告し、その指示に従うこと。また、住民や地権者等との紛争が生じないように万全の配慮と注意を怠らないこと。

(資料の貸与)

第 13 条 乙は、本業務に必要な関係資料を甲から所定の手続きを行い借用するものとする。なお、所定の手続きに必要な書類は、担当職員の指示に従い提出することとし、借用品については、亡失、汚損等の無いように万全の配慮に努めること。また、プライバシーの保護など、その取扱いについては十分な注意を図り、借用期間完了日までに速やかに甲に返還するものとする。

(守秘義務)

第 14 条 乙は、本業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても、甲の承諾なくして貸与、公表、使用してはならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、本業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して一切の責任を負い、内容、状況を速やかにまとめ、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(成果品等)

第 16 条 成果品については以下のとおりとする。

- ・ 報告書 (A 4 サイズ・ハードファイル綴じ) . . . 2 部
- ・ 収集資料 . . . 1 式
- ・ 上記のデータ (DVD または CD-R) . . . 1 式
- ・ その他甲が必要と認めるもの . . . 1 式

(疑義)

第 17 条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議し、甲の指示に従うものとする。